

福岡医発第 139 号 (地)
平成 31 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について (情報提供)

拝啓 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、有料老人ホームの指導状況等に関し定期的な調査を実施しており、今般、平成30年度調査結果が公表された旨、日本医師会を通じて情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

結果によれば、未届の有料老人ホームは、平成 29 年度の 1,049 件から平成 30 年度は 899 件となり減少したとのことです。

本結果を踏まえ、厚生労働省老健局高齢者支援課より都道府県等の民生主管部局長宛に、未届の有料老人ホームに対する指導監督や、関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督等を依頼する通知を別添のとおり発出されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

敬具

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 3)

平成 31 年 4 月 4 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」の送付について（情報提供）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、有料老人ホームの指導状況等に関し定期的に調査をしており、今般、平成 30 年度結果が取りまとめられ公表されました。結果によれば、未届の有料老人ホームは、平成 29 年度の 1,049 件から平成 30 年度は 899 件となり減少したとのことです。

厚生労働省は、この結果を踏まえて、都道府県等の民生主管部局長宛に、未届の有料老人ホームに対する指導監督や、関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握、前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督等を依頼する通知を発出いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

（添付資料）

○有料老人ホームを対象とした指導の強化について

（平 31.3.29 老高発 0329 第 1 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）



老高発 0329 第 1 号

平成 31 年 3 月 29 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について」(平成30年6月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)において依頼した有料老人ホームに対する指導状況等について、別添のとおり調査結果を取りまとめたので情報提供する。

いわゆる団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいのニーズが高まる中、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握や継続的な指導監督が不可欠である。

入居者の保護を図る観点から、指導権限の強化を図った改正老人福祉法が平成30年4月1日から施行されたところであり、都道府県等におかれては、有料老人ホームに対する指導監督について、下記の結果も踏まえ、引き続き厳正な指導を行うようお願いする。

なお、2019 年度においても引き続き調査を実施する予定としていることを申し添える。

記

1. 平成 30 年度フォローアップ調査(第 10 回)の結果について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組の徹底、厳正な指導監督をお願いしているところであるが、今回の調査においても、多数の未届の有料老人ホーム(実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む。以下同じ。)が確認された。

その一方で、未届の有料老人ホームの件数は前回(平成 29 年度)調査の 1,049 件から減少

し、今回(平成 30 年度)調査では 899 件となった。

これは、未届の有料老人ホームに対する指導を通じて届出が進んだこと、施設の運営実態の確認を行った結果、有料老人ホームへの該当の有無が確認できたことなど、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する取組が一定程度進んでいる結果であると考えられる。

都道府県等におかれては、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」(平成 19 年 3 月 20 日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知)等の通知や以下の内容を踏まえ、引き続き未届の有料老人ホームに対する取組の徹底をお願いする。

① 未届の有料老人ホームに対する指導監督

有料老人ホームの届出の手続は、有料老人ホームにおける虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて都道府県等が迅速かつ適切に関与できる前提として、義務付けているものである。

このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについては、速やかに実態把握を行うとともに、有料老人ホームに該当する場合には、早急な届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること。

なお、これまでもお示ししてきているところであるが、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法の規定が適用されることに留意されたい。

② 関係部局と連携した未届の有料老人ホームの実態把握

未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、都道府県等及び市区町村の介護保険部局、生活保護部局、地域包括支援センター、消防部局及び建築部局等の関係部局で把握した未届の有料老人ホームに関する情報が、速やかに都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に共有されるよう、本調査時だけではなく、日頃から連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれない。

③ 届出促進に向けた取組

未届の有料老人ホームの届出を促進するため、引き続き届出制度の周知を図るほか、未届の有料老人ホームの公表、有料老人ホームの標準指導指針における既存建築物・小規模建築物の特例の活用など、届出促進に向けた取組を強化すること。

(2) 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

前回(平成 29 年度)調査に引き続き、今回(平成 30 年度)の調査においても、老人福祉法第 29 条第 7 項に基づく前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームが一定数確認された。

これは、前払金の保全措置に関して厳正な指導監督が行われた結果把握できたものであ

る一方で、未だに違反施設が一定数存在している状況は、有料老人ホーム全体の信頼を揺るがしかねない事態である。保全措置を講じていない義務違反の有料老人ホームが存在している地方公共団体においては、入居者保護の観点から、以下の内容を踏まえ、厳正な指導を行われるようお願いする。

また、先般の老人福祉法の改正により、従来は、前払金の保全措置の義務対象外となっていた平成 18 年 3 月 31 日以前に届出された有料老人ホームについても、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年を経過した日以降の新規入居者から義務対象となる。このため、該当する有料老人ホームに対して十分に周知を図るとともに、その対応状況を細やかに把握するなど、経過期間の終了後の施行に向けて遺漏なきよう対応されたい。

併せて、従来保全措置を講じている有料老人ホームにおいても、新規入居者に対しても引き続き保全措置を講じるよう、事業者に対する継続的な対応をお願いしたい。

① 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームに対する指導監督

前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法に基づく検査や改善命令など速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法に基づく罰則の適用も視野に入れ、より厳正な対応を図ること。

② 前払金の保全措置義務の周知

前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講じる必要があることを有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

なお、保全措置を講じる意思はあるものの、取引条件等で銀行保証等を利用することが困難な有料老人ホーム事業者に対しては、担保を必要としない「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」による「入居者生活保証制度」を活用することなどが考えられるので、適確に指導を行うこと。

2. 有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について

(1) 福祉・消防・建築部局が連携した防火上の安全性の確保

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保については、これまでも「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知)の別添「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」において、消火設備や避難設備を設ける等の消防法及び建築基準法の遵守を求めているところである。

平成 30 年 1 月 31 日深夜に札幌市で発生した火災を受け、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」(平成 30 年 3 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長等)を発出している。通知の主旨を踏まえ、福祉・消防・建築部局が連携して、未届の有

料老人ホームを含めた有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保に向けた取組をお願いしたい。

(2) スプリンクラー設置の促進

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正により、平成27年4月1日以降、火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設(同令別表第一(6)項ロに掲げる施設)については、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーを設置することが義務付けられている。

有料老人ホームについては、避難が困難な要介護状態にある者を主として入居させるものが、同令別表第一(6)項ロに掲げる施設に該当することから、特に既存の有料老人ホームのうち、スプリンクラー設備を設置していないものを運営している事業者に対しては、消防部局への相談などを踏まえた改修の実施を求めるなど、適切な指導等を実施していただきたい。

また、スプリンクラー設備の設置にあたっては、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用できることから、事業者に対してスプリンクラーの設置を指導する場合には、当該助成制度を併せて周知することにより、既存の有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置が着実に実施されるよう促していただきたい。(ただし、当該助成制度の対象は、平成28年度から1,000㎡未満の有料老人ホームとしているので、留意すること。)

なお、未届の有料老人ホーム(※)については、当該助成制度の対象外としているので念のため申し添える。

(※) ただし、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームは、法令上、老人福祉法に基づく届出は不要とされているが、当該助成制度においては届出をしたものとみなし、助成の対象としている。

【既存施設のスプリンクラー設備等整備事業】

(2019年4月1日から同年9月30日)

- ① 1,000㎡未満の場合 9,520円/㎡
- ② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,520円/㎡+238.5万円まで

(2019年10月1日～)

- ① 1,000㎡未満の場合 9,710円/㎡
- ② 1,000㎡未満かつ消火ポンプユニット等を設置する場合 9,710円/㎡+244万円まで

以上

平成 31 年 3 月 29 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 30 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第 10 回）結果

「有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡）」に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
未届施設数	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
届出率 (/ +) × 100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
未届率 (/ +) × 100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点	H30.6.30 時点
届出施設数	10,627 件	-	11,739 件	12,608 件	13,354 件
未届施設数	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件	899 件
届出率 (/ +) × 100	91.3%	-	90.7%	92.3%	93.7%
未届率 (/ +) × 100	8.7%	-	9.3%	7.7%	6.3%

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出 / 未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～ H21.10.31	H21.11.1 ～ H22.10.31	H22.11.1 ～ H23.10.31	H23.11.1 ～ H24.10.31	H24.11.1 ～ H25.10.31	H25.11.1 ～ H26.10.31
届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
未届施設数	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回	第 10 回
	H26.11.1 ～ H27.6.30	H27.7.1 ～ H28.1.31	H27.7.1 (は H28.2.1) ～ H28.6.30	H28.7.1 ～ H29.6.30	H29.7.1 ～ H30.6.30
届出施設数	686 件	-	1,112 件	869 件	746 件
未届施設数	288 件	633 件	127 件	199 件	211 件

() 把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況及び有料老人ホームに対する入居者の処遇等に係る指導状況について（平成 30 年 6 月 30 日時点）

	施設数	届出 に係る指導	入居者の処遇 に係る指導
平成 29 年 6 月 30 日時点の「未届の有料老人ホーム数」 (1)	1,049 件	678 件	90 件
（うち）平成 30 年 6 月 30 日までに届出済	223 件	187 件	48 件
（うち）平成 30 年 6 月 30 日時点で未届	688 件	491 件	42 件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等（ 2 ）	138 件	-	-
平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(1)	211 件	122 件	10 件

- (1) 「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。
- (2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など。

【参考】入居者の処遇等に関する主な指導内容およびその指導を行った自治体

- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導
 - 北海道、札幌市、旭川市、青森県、青森市、八戸市、宮城県、仙台市、いわき市、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、金沢市、長野県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、名古屋市、豊田市、大阪府、大阪市、豊中市、八尾市、和歌山県、島根県、倉敷市、広島市、徳島県、香川県、高松市、福岡県、福岡市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、48 自治体）
- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化等によりプライバシーが確保されるよう指導
 - 北海道、旭川市、岩手県、宮城県、福島県、いわき市、栃木県、さいたま市、横浜市、長野市、愛知県、名古屋市、姫路市、和歌山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、熊本市、大分県、鹿児島県、沖縄県、那覇市（以上、24 自治体）
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導
 - 北海道、札幌市、青森市、八戸市、福島県、前橋市、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、金沢市、長野県、長野市、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、神戸市、下関市、福岡県、大分県、宮崎市、沖縄県（以上、30 自治体）
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導
 - 北海道、青森県、岩手県、福島県、いわき市、茨城県、埼玉県、船橋市、横浜市、相模原市、横須賀市、岐阜県、愛知県、名古屋市、大阪府、姫路市、和歌山県、島根県、広島県、鹿児島県、那覇市（以上、21 自治体）
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたす等、構造上問題があるため、改善を指導
 - 北海道、福島県、茨城県、越谷市、横浜市、相模原市、横須賀市、岐阜県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、高槻市、枚方市、姫路市（以上、15 自治体）

老人福祉法第 29 条第 7 項に基づき、平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

【参考】前払金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホーム（平成 18 年 3 月 31 日以前に設置）の保全措置の状況について（平成 30 年 6 月 30 日時点）

	施設数
平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホーム数	1,813 件
（うち）前払金を徴収している施設数	811 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	390 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	421 件

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成29年6月30日時点で未届の有料老人ホーム（※実態把握中のものを含む）に対する指導状況										平成29年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）		
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム施設数（※実態把握中のものを含む）	平成29年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）												
			平成30年6月30日まで届出済（改善されたもの）				平成30年6月30日時点で未届（改善されていないもの）								
			届出に関する指導件数		入居者処遇等に係る指導件数		届出に関する指導件数		入居者処遇等に係る指導件数		届出に関する指導件数		入居者処遇等に係る指導件数		
合 計	13,354	899	911	678	90	223	187	48	688	491	42	211	122	10	
1 北海道内	887	291	315	293	7	77	69	4	238	224	3	53	33	0	
北海道	328	65	87	87	0	25	25	0	62	62	0	3	3	0	
札幌市	265	195	189	189	1	43	43	0	146	146	1	49	29	0	
函館市	66	9	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	
旭川市	228	22	30	17	6	9	1	4	21	16	2	1	1	0	
2 青森県内	335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森県	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
青森市	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八戸市	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 岩手県内	184	9	10	6	3	1	1	0	9	5	3	0	0	0	
岩手県	103	1	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
盛岡市	81	8	8	5	3	0	0	0	8	5	3	0	0	0	
4 宮城県内	175	29	31	5	1	5	3	0	26	2	1	3	3	0	
宮城県	95	12	14	5	1	4	3	0	10	2	1	2	2	0	
仙台市	80	17	17	0	0	1	0	0	16	0	0	1	1	0	
5 秋田県内	96	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
秋田県	74	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
秋田市	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 山形県	184	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
7 福島県内	150	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島県	54	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島市	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
郡山市	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
いわき市	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8 茨城県	151	12	11	3	3	1	1	0	10	2	3	2	0	0	
9 栃木県内	97	1	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	
栃木県	84	1	2	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	
宇都宮市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 群馬県内	395	15	11	6	6	3	3	3	8	3	3	7	0	0	
群馬県	243	11	6	5	5	2	2	2	4	3	3	7	0	0	
前橋市	84	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
高崎市	68	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	
11 埼玉県内	562	23	21	13	0	0	0	0	21	13	0	2	2	0	
埼玉県	312	14	13	13	0	0	0	0	13	13	0	1	1	0	
さいたま市	142	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	
川越市	13	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
川口市	73	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
越谷市	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
12 千葉県内	473	31	32	27	0	11	11	0	21	16	0	10	1	0	
千葉県	295	6	14	14	0	9	9	0	5	5	0	1	1	0	
千葉市	98	25	16	11	0	0	0	0	16	11	0	9	0	0	
船橋市	52	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
柏市	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 東京都内	828	20	22	1	0	7	0	0	15	1	0	5	0	0	
東京都	788	20	22	1	0	7	0	0	15	1	0	5	0	0	
八王子市	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14 神奈川県内	852	73	70	67	16	13	11	11	57	56	5	16	10	1	
神奈川県	307	52	46	46	5	0	0	0	46	46	5	6	4	0	
横浜市	264	12	19	18	11	11	11	11	8	7	0	4	1	1	
川崎市	169	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
相模原市	71	4	5	3	0	2	0	0	3	3	0	1	0	0	
横須賀市	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15 新潟県内	127	6	9	0	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	
新潟県	66	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟市	61	6	8	0	0	2	0	0	6	0	0	0	0	0	
16 富山県内	82	11	11	1	0	0	0	0	11	1	0	0	0	0	
富山県	47	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
富山市	35	10	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	
17 石川県内	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金沢市	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 福井県	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
19 山梨県	31	1	3	3	2	2	2	2	1	1	0	0	0	0	
20 長野県内	246	2	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	
長野県	197	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
長野市	49	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	
21 岐阜県内	181	8	5	5	0	4	4	0	1	1	0	7	3	0	
岐阜県	127	8	2	2	0	1	1	0	1	1	0	7	3	0	
岐阜市	54	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
22 静岡県内	261	11	7	3	0	0	0	0	7	3	0	4	1	0	
静岡県	165	8	6	2	0	0	0	0	6	2	0	2	0	0	
静岡市	55	3	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	
浜松市	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 愛知県内	823	61	59	52	29	13	12	12	46	40	17	15	8	7	
愛知県	378	30	29	29	6	6	6	6	23	23	0	7	2	1	
名古屋市	375	27	25	23	23	6	6	6	19	17	17	8	6	6	
豊橋市	25	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
岡崎市	21	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
豊田市	24	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成29年6月30日時点で未届の有料老人ホーム（※実態把握中のものを含む）に対する指導状況										平成29年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）					
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム施設数（※実態把握中のものを含む）	平成29年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数（※実態把握中のものを含む）															
			平成30年6月30日まで届出済（改善されたもの）					平成30年6月30日時点で未届（改善されていないもの）										
			届出に関する指導件数		入居者処遇等に係る指導件数			届出に関する指導件数		入居者処遇等に係る指導件数			届出に関する指導件数		入居者処遇等に係る指導件数			
24	三重県	183	2	3	3	0	1	1	1	0	2	2	2	0	0	0	0	
25	滋賀県内	35	4	4	4	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	0	0	
	滋賀県	18	4	4	4	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	0	0	
	大津市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	京都府内	77	3	3	1	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	
	京都府	17	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	
	京都市	60	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
27	大阪府内	957	76	75	39	11	22	16	10	53	23	1	23	21	0	0	0	
	大阪府	310	33	35	21	2	4	2	1	31	19	1	2	1	0	0	0	
	大阪府	327	18	4	3	0	4	3	0	0	0	0	18	18	0	0	0	
	堺市	98	9	10	5	0	2	2	0	8	3	0	1	1	0	0	0	
	豊中市	41	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
	高槻市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	枚方市	58	0	9	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八尾市	26	6	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
	東大阪市	78	9	10	0	0	3	0	0	7	0	0	2	1	0	0	0	
	28	兵庫県内	226	89	73	37	4	9	8	4	64	29	0	25	16	0	0	0
兵庫県		50	15	13	12	0	1	0	0	12	12	0	3	3	0	0	0	
神戸市		89	23	19	9	0	4	4	0	15	5	0	8	0	0	0	0	
姫路市		23	45	36	15	4	4	4	4	32	11	0	13	12	0	0	0	
尼崎市		28	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
明石市		5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
西宮市		31	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
29	奈良県内	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	奈良県	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	奈良市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	和歌山県内	152	3	6	5	0	3	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	
	和歌山県	56	1	3	2	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
	和歌山市	96	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	
31	鳥取県内	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取県	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取市	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	島根県内	80	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
	島根県	47	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
	松江市	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	岡山県内	202	3	2	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	
	岡山県	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山市	80	3	2	1	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	
	倉敷市	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
34	広島県内	157	5	4	3	0	2	1	0	2	2	0	3	1	0	0	0	
	広島県	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	広島市	63	3	3	3	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	
	呉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	福山市	41	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
35	山口県内	247	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山口県	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下関市	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	徳島県	53	3	2	2	0	1	1	0	1	1	0	2	0	0	0	0	
37	香川県内	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	香川県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高松市	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
38	愛媛県内	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	愛媛県	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	松山市	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39	高知県内	65	8	8	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	
	高知県	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高知市	34	8	8	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	
40	福岡県内	863	30	33	28	0	13	13	0	20	15	0	10	4	0	0	0	
	福岡県	444	20	24	24	0	11	11	0	13	13	0	7	1	0	0	0	
	北九州市	169	4	3	3	0	2	2	0	1	1	0	3	3	0	0	0	
	福岡市	195	5	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	
	久留米市	55	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
41	佐賀県	218	8	5	5	0	3	3	0	2	2	0	6	6	0	0	0	
42	長崎県内	172	6	7	1	0	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
	長崎県	85	6	7	1	0	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
	長崎市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	佐世保市	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
43	熊本県内	411	18	19	13	0	1	1	0	18	12	0	0	0	0	0	0	
	熊本県	274	4	5	5	0	1	1	0	4	4	0	0	0	0	0	0	
	熊本市	137	14	14	8	0	0	0	0	14	8	0	0	0	0	0	0	
44	大分県内	338	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
	大分県	193	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	
	大分市	145	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
45	宮崎県内	463	12	15	15	6	8	8	1	7	7	5	5	1	0	0	0	
	宮崎県	275	7	9	9	0	7	7	0	2	2	0	5	1	0	0	0	
	宮崎市	188	5	6	6	6	1	1	1	5	5	5	0	0	0	0	0	
46	鹿児島県内	343	8	11	11	0	4	4	0	7	7	0	1	1	0	0	0	
	鹿児島県	194	5	7	7	0	3	3	0	4	4	0	1	1	0	0	0	
	鹿児島市	149	3	4	4	0	1	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0	
47	沖縄県内	416	9	9	9	2	7	7	1	2	2	1	7	7	2	0	0	
	沖縄県	334	3	4	4	0	4	4	0	0	0	0	3	3	0	0	0	
	那覇市	82	6	5	5	2	3	3	1	2	2	1	4	4	0	0	0	

前払金の保全措置の状況について

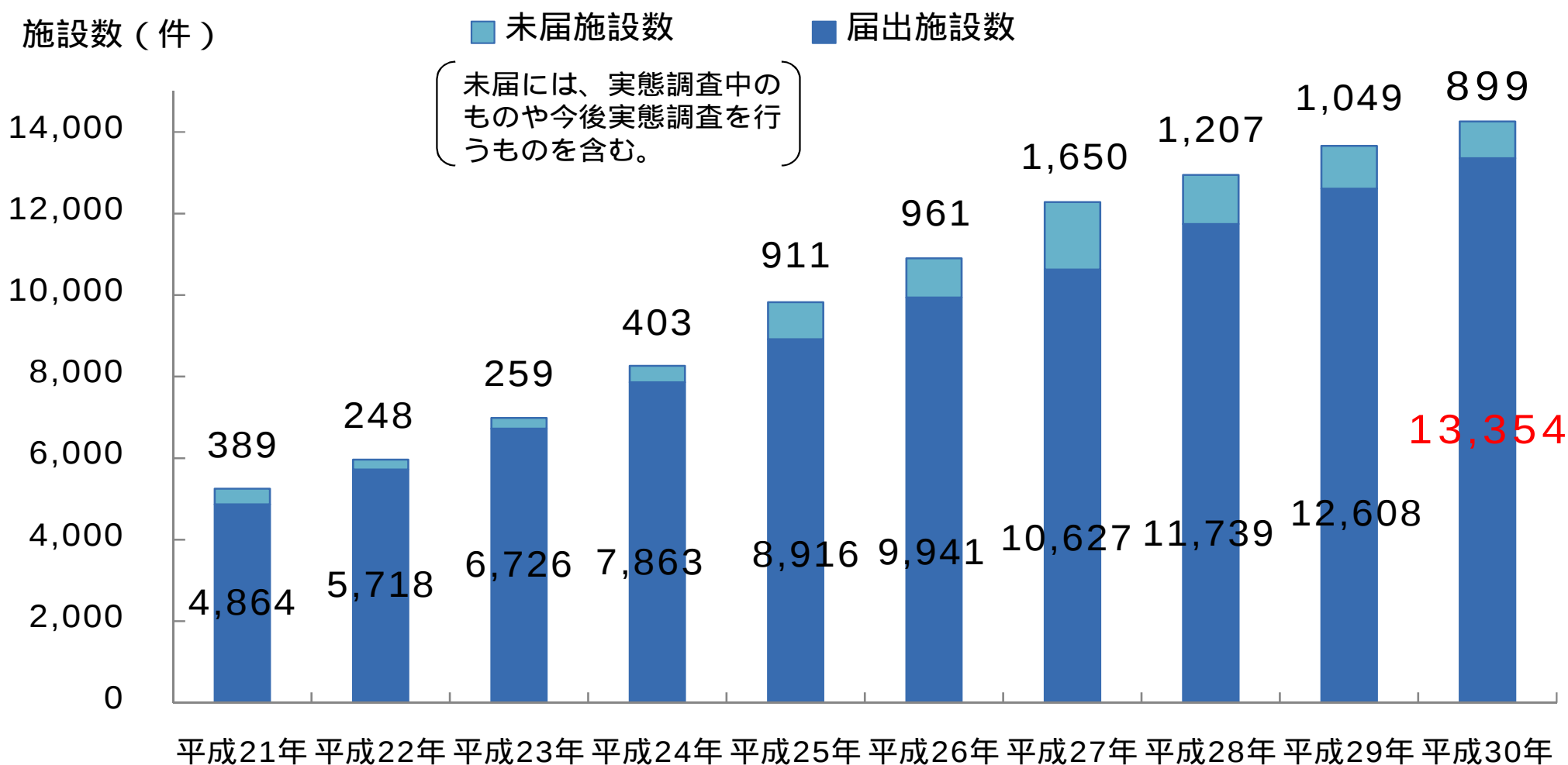
所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数										
			(うち)前払金を徴収している施設数							(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	
			(うち)前払金の保全措置を講じている施設数							指導件数	改善済
				(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他			
合 計	11,541	1,440	1,381	566	370	335	92	18	59	11	0
1 北海道内	844	37	37	5	7	24	1	0	0	0	0
北海道	319	12	12	4	2	6	0	0	0	0	0
札幌市	236	20	20	0	5	15	0	0	0	0	0
函館市	62	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
旭川市	227	3	3	1	0	2	0	0	0	0	0
2 青森県内	316	5	5	2	0	3	0	0	0	0	0
青森県	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	96	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	34	4	4	1	0	3	0	0	0	0	0
3 岩手県内	156	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0
岩手県	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	77	3	2	2	0	0	0	0	1	1	0
4 宮城県内	152	13	10	3	2	5	0	0	3	3	0
宮城県	91	3	0	0	0	0	0	0	3	3	0
仙台市	61	10	10	3	2	5	0	0	0	0	0
5 秋田県内	89	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
秋田県	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	20	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
6 山形県	169	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県内	137	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0
福島県	47	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
福島市	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	12	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 茨城県	132	13	12	1	3	8	0	0	1	0	0
9 栃木県内	87	7	7	5	2	0	0	0	0	0	0
栃木県	75	4	4	3	1	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	12	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0
10 群馬県内	376	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0
群馬県	237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	83	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	56	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
11 埼玉県内	449	114	114	58	36	18	1	1	0	0	0
埼玉県	259	58	58	31	21	6	0	0	0	0	0
さいたま市	99	33	33	15	11	6	0	1	0	0	0
川越市	10	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
川口市	65	17	17	10	2	4	1	0	0	0	0
越谷市	16	4	4	2	1	1	0	0	0	0	0
12 千葉県内	387	121	118	37	28	33	18	2	3	0	0
千葉県	250	76	73	20	14	21	18	0	3	0	0
千葉市	72	27	27	13	3	9	0	2	0	0	0
船橋市	46	12	12	3	7	2	0	0	0	0	0
柏市	19	6	6	1	4	1	0	0	0	0	0
13 東京都内	596	370	368	164	129	61	14	0	2	0	0
東京都	568	363	361	164	124	59	14	0	2	0	0
八王子市	28	7	7	0	5	2	0	0	0	0	0
14 神奈川県内	651	281	279	79	66	83	46	5	2	0	0
神奈川県	239	100	100	24	7	27	42	0	0	0	0
横浜市	193	93	92	22	31	32	2	5	1	0	0
川崎市	119	64	63	28	17	16	2	0	1	0	0
相模原市	63	10	10	4	3	3	0	0	0	0	0
横須賀市	37	14	14	1	8	5	0	0	0	0	0
15 新潟県内	114	14	14	9	1	4	0	0	0	0	0
新潟県	58	9	9	5	1	3	0	0	0	0	0
新潟市	56	5	5	4	0	1	0	0	0	0	0
16 富山県内	81	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
富山県	46	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
富山市	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県内	109	4	4	1	2	1	0	0	0	0	0
石川県	46	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
金沢市	63	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0
18 福井県	19	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	27	8	8	2	6	0	0	0	0	0	0
20 長野県内	235	18	16	6	6	4	0	0	2	2	0
長野県	186	13	11	2	5	4	0	0	2	2	0
長野市	49	5	5	4	1	0	0	0	0	0	0
21 岐阜県内	160	7	6	2	1	1	0	2	1	0	0
岐阜県	108	7	6	2	1	1	0	2	1	0	0
岐阜市	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県内	220	33	32	7	11	14	0	0	1	0	0
静岡県	144	18	17	5	6	6	0	0	1	0	0
静岡市	45	7	7	1	2	4	0	0	0	0	0
浜松市	31	8	8	1	3	4	0	0	0	0	0
23 愛知県内	713	31	28	13	11	4	0	0	3	3	0
愛知県	333	14	11	5	3	3	0	0	3	3	0
名古屋市	324	15	15	7	7	1	0	0	0	0	0
豊橋市	19	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
岡崎市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	21	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

前払金の保全措置の状況について

所管自治体	平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数												
		(うち)前払金を徴収している施設数											
			(うち)前払金の保全措置を講じている施設数						(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数				
			(イ)銀行等による連帯保証委託契約	(ロ)信託会社等による信託契約	(ハ)全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	(ニ)保険会社による保証保険契約	(ホ)その他		指導件数	改善済			
24	三重県	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
25	滋賀県内	30	7	7	0	0	7	0	0	0	0		
	滋賀県	16	3	3	0	0	3	0	0	0	0		
	大津市	14	4	4	0	0	4	0	0	0	0		
26	京都府内	68	26	26	9	1	16	0	0	0	0		
	京都府	14	5	5	1	1	3	0	0	0	0		
	京都市	54	21	21	8	0	13	0	0	0	0		
27	大阪府内	814	92	86	49	22	13	2	0	6	1		
	大阪府	254	32	31	20	6	3	2	0	1	1		
	大阪市	282	31	31	19	7	5	0	0	0	0		
	堺市	86	11	6	3	3	0	0	0	5	0		
	豊中市	31	6	6	1	2	3	0	0	0	0		
	高槻市	13	1	1	0	1	0	0	0	0	0		
	枚方市	54	10	10	6	2	2	0	0	0	0		
	八尾市	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	東大阪市	74	1	1	0	1	0	0	0	0	0		
	28	兵庫県内	162	66	64	30	14	11	8	1	2	1	
	兵庫県	37	13	13	5	2	1	5	0	0	0		
	神戸市	58	32	31	11	7	10	3	0	1	0		
	姫路市	21	3	2	1	1	0	0	0	1	1		
	尼崎市	22	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
	明石市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	西宮市	22	16	16	11	4	0	0	1	0	0		
29	奈良県内	85	8	8	2	2	4	0	0	0	0		
	奈良県	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	奈良市	38	8	8	2	2	4	0	0	0	0		
30	和歌山県内	150	4	4	1	1	2	0	0	0	0		
	和歌山県	55	2	2	1	0	1	0	0	0	0		
	和歌山市	95	2	2	0	1	1	0	0	0	0		
31	鳥取県内	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取市	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
32	島根県内	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	島根県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	松江市	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
33	岡山県内	166	21	21	15	4	1	0	1	0	0		
	岡山県	63	4	4	3	1	0	0	0	0	0		
	岡山市	56	11	11	9	2	0	0	0	0	0		
	倉敷市	47	6	6	3	1	1	0	1	0	0		
34	広島県内	120	16	16	9	5	2	0	0	0	0		
	広島県	35	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
	広島市	42	13	13	7	5	1	0	0	0	0		
	呉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福山市	35	1	1	0	0	1	0	0	0	0		
35	山口県内	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山口県	165	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	下関市	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
36	徳島県	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
37	香川県内	89	4	4	0	0	1	0	3	0	0		
	香川県	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高松市	49	4	4	0	0	1	0	3	0	0		
38	愛媛県内	132	4	4	3	1	0	0	0	0	0		
	愛媛県	83	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
	松山市	49	2	2	1	1	0	0	0	0	0		
39	高知県内	60	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
	高知県	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高知市	31	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
40	福岡県内	715	75	44	24	5	10	2	3	31	0		
	福岡県	367	37	12	4	3	1	2	2	25	0		
	北九州市	144	4	4	3	1	0	0	0	0	0		
	福岡市	153	32	26	16	0	9	0	1	6	0		
	久留米市	51	2	2	1	1	0	0	0	0	0		
41	佐賀県	212	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
42	長崎県内	136	2	1	1	0	0	0	0	1	0		
	長崎県	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎市	45	1	0	0	0	0	0	0	1	0		
	佐世保市	31	1	1	1	0	0	0	0	0	0		
43	熊本県内	384	6	6	5	0	1	0	0	0	0		
	熊本県	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本市	132	6	6	5	0	1	0	0	0	0		
44	大分県内	297	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
	大分県	163	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分市	134	2	2	2	0	0	0	0	0	0		
45	宮崎県内	421	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	宮崎県	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	宮崎市	169	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
46	鹿児島県内	326	12	12	10	0	2	0	0	0	0		
	鹿児島県	182	1	1	0	0	1	0	0	0	0		
	鹿児島市	144	11	11	10	0	1	0	0	0	0		
47	沖縄県内	395	1	1	0	1	0	0	0	0	0		
	沖縄県	317	1	1	0	1	0	0	0	0	0		
	那覇市	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要



前払金の保全措置を講じていない有料老人ホーム

- 平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホームのうち前払金の保全措置を講じていない事業者は、老人福祉法第29条第7項の規定に違反している
- 保全措置がない場合、事業者が有料老人ホーム事業を継続できなくなったときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳正な指導が必要

- 銀行等による連帯保証委託契約

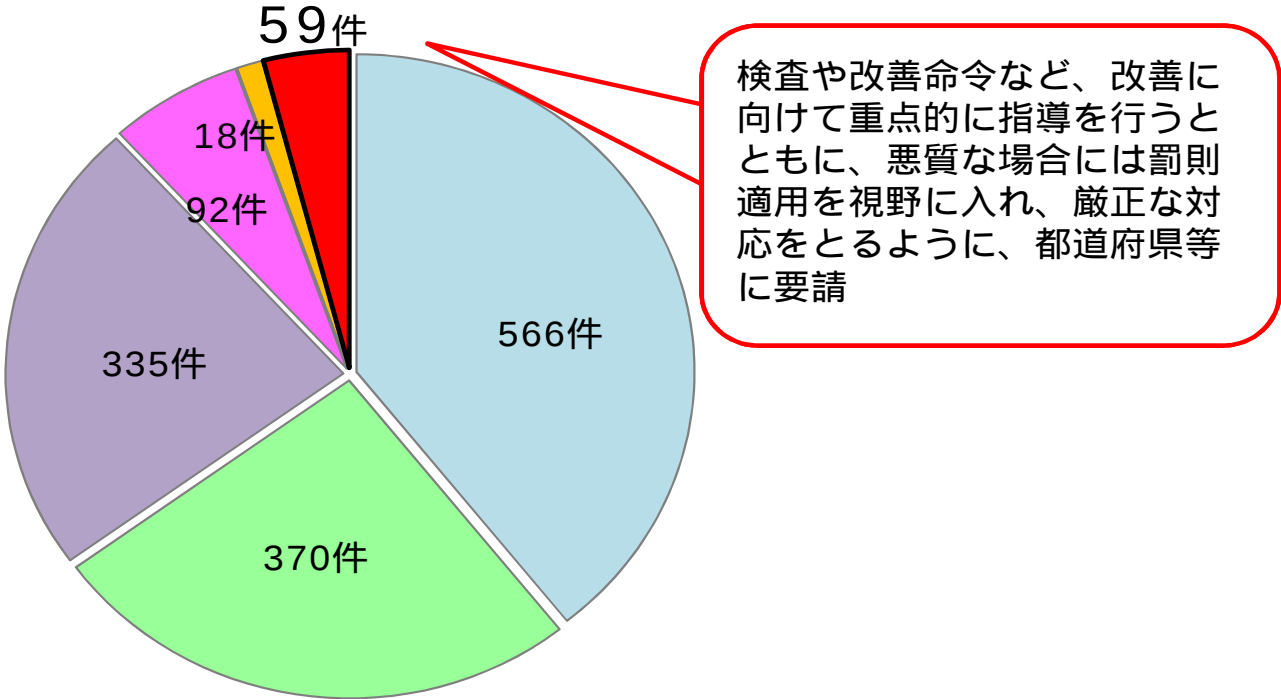
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度

その他
- 信託会社等による信託契約

保険会社による保証保険契約

前払金の保全措置を講じていない施設数

違反施設の割合	
H23年度	19.8%
H24年度	17.2%
H25年度	11.7%
H26年度	9.3%
H27年度	6.0%
H28年度	4.0%
H29年度	2.9%
H30年度	4.1%



平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数	11,541件
（うち）前払金を受領している施設数	1,440件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	59件